

取引時間の一部見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

平成 23 年 4 月 18 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券等を含む。以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）に係る立会市場について、午後の立会開始時における板寄せによる流動性を維持しつつ、午前立会と午後立会の取引時間のバランスも考慮し、現行の午前立会終了時刻を30分後倒しすることによる取引時間の一部見直しを行うため、業務規程等の一部改正を行います。

II. 改正概要

1. 売買立会による売買

株券及びCBに係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時を、午前9時から午前11時30分までとします。

2. 終値取引

前場終値に基づく取引時間を、午前11時35分から午後0時30分までとします。

3. 相対交渉市場における取引

単一銘柄取引（クロス取引は除く。）及びバスケット取引の取引時間を、午前11時35分から午後0時30分までとします。

(備考)

・業務規程第2条第1項第1号、第3号

・終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第7条第1項第2号

・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条第1項各号

Ⅲ. 施行日

当取引所が定める日から施行します。*

* この改正規定は、平成23年4月8日付取引参加者通知「取引時間の一部見直しの実施の延期について」でお知らせしましたとおり、本年秋を目途とすることとし、改めてご通知申し上げます。

(平成23年4月8日付取引参加者通知 抜粋)

取引時間の一部見直しについて、平成23年5月9日より実施する予定でございましたが、この度の東日本大震災の影響により関東地域等の電力供給が逼迫しており、特に今夏における電力需給はより一層厳しい状況が予想されていることを踏まえ、証券業界全体として節電に取り組んでいく一環として、取引時間の一部見直しの実施を延期することといたします。

(中略)

なお、取引時間の一部見直しの具体的な実施時期につきましては、本年秋を目途とすることとし、改めてご通知申し上げます。

以 上